

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年7月1日
【会社名】	株式会社植木組
【英訳名】	UEKI CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 植木 義明
【本店の所在の場所】	新潟県柏崎市新橋2番8号
【電話番号】	柏崎(0257)23局2200番(大代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 岡本 広幸
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田東松下町41番地2
【電話番号】	東京(03)3254局6165番(代表)
【事務連絡者氏名】	東京支店総務部長 飯田 政士
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社植木組東京支店 (東京都千代田区神田東松下町41番地2)

## 1【提出理由】

平成26年6月27日開催の当社第67回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 当該株主総会が開催された年月日

平成26年6月27日

### (2) 当該決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金処分の件

##### 期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金6円（普通配当4円、記念配当2円）

総額 198,696,426円

#### 第2号議案 定款一部変更の件

取締役の任期を現行の2年から1年に短縮するものであります。

剰余金の配当等を取締役により行うことができる旨の規定を新設し、併せて同規定と内容が重複する規定の削除を行うものであります。

また、これらの条文の新設及び削除に伴い、条数の変更等所要の変更を行うものであります。

#### 第3号議案 取締役7名選任の件

取締役として、植木康之、植木義明、近藤文彰、松原眞之介、柴野 武、立石 晶及び蟹沢 博の7名を選任するものであります。

#### 第4号議案 取締役及び監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

取締役及び監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴い、第3号議案で再選された取締役植木康之、植木義明、近藤文彰、松原眞之介、柴野 武、立石 晶、蟹沢 博及び在任中の監査役栃倉勝幸の8氏に対し、これまでの在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で、取締役及び監査役就任時から本株主総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を打切り支給することとし、その支給時期は、各取締役及び監査役の退任時とし、その具体的金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

議案	賛成	反対	棄権	賛成率	決議の結果
第1号議案	25,409個	307個	0個	98.36%	可決
第2号議案	24,349個	1,367個	0個	94.26%	可決
第3号議案					
植木 康之	24,687個	1,029個	0個	95.56%	可決
植木 義明	24,705個	1,011個	0個	95.63%	可決
近藤 文彰	25,296個	420個	0個	97.92%	可決
松原 眞之介	25,296個	420個	0個	97.92%	可決
柴野 武	25,296個	420個	0個	97.92%	可決
立石 晶	25,296個	420個	0個	97.92%	可決
蟹沢 博	25,288個	428個	0個	97.89%	可決
第4号議案	24,360個	1,356個	0個	94.30%	可決

(注) 1. 各議案の可決要件は、次のとおりです。

- ・第1号議案、第4号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。
- ・第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
- ・第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

2. 賛成率の計算方法は、次のとおりです。

本株主総会に出席した株主の議決権の数（本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分）に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

以上